

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 郷右近 浩

1 日時

平成27年4月14日（火曜日）
午前10時1分開会、午前11時40分散会

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

郷右近浩委員長、佐々木茂光副委員長、工藤勝子委員、城内愛彦委員、及川幸子委員、大宮惇幸委員、高橋但馬委員、五日市王委員、小野寺好委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記、及川併任書記

6 説明のため出席した者

県土整備部

蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、佐野河川課河川開発課長、檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、和村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、千葉港湾課総括課長、箱石空港課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 委員席の変更について
- (2) 継続調査（県土整備部関係）
「いわて建設業振興中期プランについて」

9 議事の内容

○郷右近浩委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

菊池担当書記。

引屋敷担当書記。

永井併任書記。

及川併任書記。

次に、先般の人事異動により新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。

初めに、県土整備部の人事紹介を行います。新任の蓮見有敏県土整備部長を御紹介いたします。

○蓮見県土整備部長 県土整備部長を拝命しました蓮見です。よろしくお願いいたします。

○郷右近浩委員長 蓮見県土整備部長から県土整備部の新任の方々を御紹介願います。

○蓮見県土整備部長 県土整備部の新任職員を御紹介いたします。

鈴木浩之副部長兼県土整備企画室長です。

青柳天道路都市担当技監です。

小原由香県土整備企画室企画課長です。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しています。

遠藤昭人道路建設課総括課長です。

佐野孝河川課河川開発課長です。

檜山護砂防災課総括課長です。

千葉一之都市計画課総括課長です。

和村一彦都市計画課まちづくり課長です。

千葉行有港湾課総括課長です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○郷右近浩委員長 御苦労さまでした。

次に、企業局の人事紹介を行います。新任の菅原伸夫企業局長を御紹介いたします。

○菅原企業局長 新任の企業局長の菅原伸夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○郷右近浩委員長 それでは、菅原企業局長から企業局の新任の方々を御紹介願います。

○菅原企業局長 それでは、企業局の新任職員を御紹介いたします。

新屋浩二次長兼経営総務室長でございます。

中屋敷暢技師長でございます。

朝岡薫経営総務室経営企画課長でございます。政策地域部政策推進室ふるさと振興監を兼任しております。

千枝泰航業務課総括課長でございます。

野崎裕業務課発電所建設課長は、本日出張のため欠席させていただいておりますので、御了承願います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○郷右近浩委員長 御苦労さまでした。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。さきの議員の辞職に伴う会派の異動により、委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、いわて建設業振興中期プランについて調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○桐野建設技術振興課総括課長 いわて建設業振興中期プランについて御説明いたします。A3判横長カラーのいわて建設業振興中期プランの概要と、A4判縦の本編をお配りしていますが、概要版で内容を御説明いたします。

はじめにをごらんください。最初に、当面の間はまず復旧、復興に向けてオール岩手の体制で取り組むことが必要であることを示しています。また、復旧、復興後の建設投資額は、大震災の発生前の水準程度にまで減少し、今後公共事業費の大半を維持管理、更新費が占めていくことを想定しています。新プランの計画期間中には、岩手県ではインフラ長寿命化計画の行動計画となる公共施設等総合管理計画、国土強靱化地域計画を策定予定であることを示しております。これらの外部環境の変化等により、新プランは計画期間内に見直しを予定していることを示しております。どちらも現時点では、平成27年度に策定される予定となっています。その下の図では、新プランの期間の前半2年間は復興基本計画の本格復興期間、後半2年間はさらなる展開への連結期間であるというような概要を示しております。

次に、1の趣旨をごらんください。平成26年度までの前プランでは、復興に取り組む建設企業を支援する環境づくりに取り組んできました。東日本大震災津波における取り組みなどにより、建設企業の必要性等が改めて認識されたところです。新プランでは、復旧、復興への取り組みをオール岩手の体制で進めるとともに、災害等の緊急時に即応できる人材、資機材を備え、地域から期待される建設企業が存続できるような環境づくりのための取り組みを展開することとしています。

2、建設業を取り巻く東日本大震災津波発生後の情勢をごらんください。復旧、復興事業のピークは、平成27年度から平成28年度と想定しています。平成27年度以降の岩手県における復興事業費総額、これは国、県、市町村の総額ですが、平成26年6月推計値で約2兆5,000億円の見込みであることを示しています。復興後の県内建設投資額は、東日本大震災津波発生前の水準程度まで減少していくものとの想定を示しています。その下に参考図として、県内建設投資額の推移を示しています。

3、新プランの策定に向けた検討をごらんください。いわて建設業振興中期プラン検討委員会を設置して、意見や提言をいただいてプランを策定しています。これまでの施策の体系を基本としつつ、外部環境の変化等に応じた見直しを実施したものです。建設業界団体を代表する方も委員として参加していただいたほか、主な建設業界団体の御意見をいただいてプランを作成しています。

4、新プランの計画期間をごらんください。計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とし、建設投資額がピークを迎え、減少していく期間であることを念頭に取り組みを実施するものです。外部環境の変化等を踏まえて、計画期間内にプランの見直しを予定しています。

5、新プランの基本方針をごらんください。建設企業の取り組みとして、県内の建設企業が一丸となって、被災地の復旧、復興に向けて取り組んでいただくことや、経営体力の強化、安全で安心な住民の暮らしを確保するための取り組みが期待されることを示しています。また、復興後の建設投資額の減少等を見据え、事業規模や内容によっては転廃業等も視野に経営の方向性を検討することの必要性を示しています。県の取り組みとして、復興事業の円滑な執行のための取り組みと建設企業への支援。不良、不適格業者の排除とともに優良な企業の存続を支援すること。地域の公共施設の維持管理を担う建設企業を育成確保するための支援や受注環境を整備すること。次世代を担う人材、特に若者や女性の育成確保を支援すること。経営改善の促進などへの総合的な支援の充実を挙げています。

6、県民が建設企業に期待する姿をごらんください。地域づくりの総合産業としての四つの役割として、①地域経済の支え手として、本業を中心とした安定的な経営。②安全で安心な暮らしの守り手として、災害時等における即応性と公共施設の維持管理を担える体制の確保。③社会生活基盤の復興、整備のパートナーとして、技術力の研さんと雇用環境の改善を通じた人材の育成確保。④地域づくりの担い手として、まちづくりへの積極的参画を挙げています。

7の施策の体系、県の取り組みと、8の施策の内容をごらんください。左側の三つの施策の体系に沿った施策の内容を右側に示しています。(1)の経営力と技術力の強化のための建設企業への支援ですが、下の表の企業経営の方向性として、本業型、複業型、転廃業型の三つの方向性に沿って企業再編や人材の育成確保と技術力向上への支援などを行うものです。

(2)の担い手の育成確保の支援と適正な受注環境の整備を行う、行政主体の取り組みですが、担い手の育成確保の支援と適正な受注環境の整備とともに、国、県及び県内すべての市町村で構成している組織である岩手県発注者協議会を通じた県内市町村との連携により、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法に基づく適切な発注事務を推進しようとするものです。

一つ目の丸の復興期間における対応ですが、復旧、復興事業のピークの期間は事業を円滑に進めるための入札不調対策が中心となるため、地域要件の拡大や実績要件の緩和等の

対応が中心となることを示しています。二つ目の丸の復興後についてですが、復旧、復興事業のピークの後には、地域の安全、安心を支える企業の存続のための受注環境の整備に移行していくことを示しています。

具体的には、右側の重点事項に示していますように、①の入札契約制度の適正な運用と改善として総合評価などにおける地域の建設業の適正な評価や、②の地域の状況に配慮した工事発注として、地元優先の発注や施工時期の平準化、現在一部の地域で試行しています地域維持型契約方式の対象地域や、対象とする工事の拡大を行うこととしています。

(3)の地域とのパートナーシップ確立のための建設企業と行政との連携については、地域や住民との良好な関係を維持しながら、地域住民の安全で安心な暮らしを支えてきた取り組みを積極的に評価するため、重点事項の①に示しますように県営建設工事の受注者の評価に当たり総合評価等で加点の対象とすべき地域貢献のあり方について、引き続き業界とも意見交換を行いながら、継続して検討していくこととしています。また、担い手の育成確保や業務改善の支援につきましては、(1)の重点事項の①や(2)で示している内容が行政の政策となるものです。

9、次期プランの策定予定をごらんください。現時点では、平成31年度から4年間をプランの計画期間と設定し、新プランの最終年度である平成30年度に策定する予定としております。

以上で御説明を終わります。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○工藤勝子委員 今後の岩手県の建設業中期プランを出されてきたわけでありませうけれども、例えば現在の建設業の経営状況をどのように把握されているのか。

それから、県が考える企業の再編ということがございますけれども、建設業の再編、合併というのは今までも難しいとされてきたのですけれども、どのような再編を考えているのかをお伺いいたします。

○桐野建設技術振興課総括課長 2点ございましたが、1点目は、県の建設企業の経営の状況ということでございます。本編の28ページの上のほうの⑦建設企業の経営状況のうち、総資本経常利益というものを挙げてございます。総資本経常利益率と申しますのは、企業が経営活動のために投資した総資本に対して、どれだけ経常的な利益を上げているかという企業の収益力を総合的にあらわす指標なのですが、四角がついているほうが岩手県で、四角がついていないただの折れ線が東日本の平均なのですが、震災前はずっとゼロより下のマイナスのところ、しかも東日本の平均より相当低かったのですが、震災後の平成24年、平成25年にはプラスに転じて、しかも相当高くなっているということで、少なくとも震災後の平成24年、平成25年以降は、経営状況に関しては多分震災特需と言われますが、現時点ではよい経営状況だと判断しています。

次に、企業の再編なのですけれども、これは委員がおっしゃるとおり、なかなか難しいのですけれども、いろいろ企業の方のお話を聞くと借金を抱えている間はなかなかやめた

り、事業放棄したりできないが、いつかはやめたいと。例えば高齢化していて、5年後、10年後になると相当数社員が減ってしまい、会社としては成り立たない。こういう判断をしている方については、この復興事業で、せめて借金がなくなったところで廃業するとか、あるいは事業譲渡して大きい会社と一緒にになるとか、そういう方向で指導していきたいと考えております。

○**工藤勝子委員** なぜ今企業の状況がどうなのかと聞いたのは、平成23年に東日本大震災が発生しましてから、いろいろな工事が発注されており、入札不調などの状況の中でも、多分建設業もある程度潤っている部分があるのだらうと思っております。しかし、このグラフの表にもあったように、今後復旧が進むに従って建設業の仕事はどんどん減少傾向にあるのだらうと思っております。

そういう中において、今いっぱい仕事があるからといって、建設業も大幅に人材を採用しているわけではないですよ。なぜかというと、復興が進めば、要するに自動的に仕事が少なくなって、県が今までつくられた公共事業の管理とか、そういうメンテナンスのほうに返ってくるわけですね。そうなったときに、経営的に非常に苦しくなって、採用した人たちをさらにまた解雇しなければならぬときが必ずくるということで、人材の育成もそうそう進んでないような気がするのです。

そういう中において、今後担い手の確保も建設業にとって大切ですし、それぞれの地域においていろいろな災害が発生したときにやはり一番先に現場に駆けつけて、いろいろな復旧に当たってくれるのが建設業の人たちでもあるわけです。それが地域貢献にもなっているわけでありましてけれども、そういう部分において減少していった中でも、私は少なくともある程度事業というのは起こす必要があるのではないかと考えているのです。例えばメンテナンスの部分だとか、管理の部分だけではなくて、やはり県として、やるべき事業は進めていくという方向、そういうものも見出す必要が、この中期プランの中にあってもいいのではないかなと思うわけですが、その辺のところはどのように考えているのかお伺いします。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 今御指摘のあった点というのは、業界の方とお話したときにいつも言われることです。人をある程度確保したいのだけれども、将来の需要や、建設投資額がわからないと対応しようがないというお話をいただいておりますが、現時点で、このプランの期間中の建設投資額がなかなか見通せない。ただ、全く出さないわけにはいかないだろうということで、2のところで、復旧、復興事業のピークが平成27年から平成28年と想定しております、現時点での復興事業費総額があと1兆5,000億円と規模感を示す程度に今回はとどめざるを得ないという判断をしました。

概要のはじめにも書いていますように、平成27年から平成28年ごろにかけて策定する予定の公共施設等総合管理計画、国土強靱化の地域計画の状況を見て、今回のプランは計画期間4年間ですけれども、4年間放っておくのではなくて、そういう状況の変化を見て適宜見直していきたいと考えているところでございます。

○**工藤勝子委員** もう一点お伺いします。公共事業が震災前に非常に少なくなりまして、県のほうでも新分野進出ということをかなり奨励してきたと思っておりました。遠野市の業者でも、ハウスを建ててハウレンソウとか花に取り組んだ業者もありますけれども、県内の新分野進出した企業の人たちは、今どうなっているのか。そして、今後また事業が減ってくることによって、将来的な見通しみたいなものはどうされるのかお伺いいたします。

○**桐野建設技術振興課総括課長** 新分野進出についてですが、新分野に入るためには、ある程度初期投資が必要ですので、県も補助しているのですけれども、ある程度は初期投資をしていただかないとできないということで、できれば復興需要があつて、ある程度資金に余裕があるうちに取り組めるところは取り組んでいただきたいと思いますと考えているのですが、経営支援センターの各企業からの相談件数を見ると、確かに震災後は本業がすごく忙しいので、とてもそういうものに取り組んでいる余裕はないということで、新たに取り組む業者というのは、ここ2年ぐらい相当数少ないという状況です。

今後は、建設投資の減少もにらんで、復興事業である程度手持ちの資金があつて、なおかつ復興工事等が落ち着いてきたあたりから、また取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

○**及川幸子委員** まずもって私も県土整備委員会は長いのですけれども、小原企画課長、ようこそいらっしゃいました。この部門には、女性が今までで初めてではないかと思うのです。大分努力なさったのだなと敬意を表します。頑張ってください。

この3番の新プランの策定へ向けた検討ということで、業界の意見を聞くということが挙げられております。大変大事だと思っておりますが、この中身について、今検討していることがあつたら教えていただきたいと思います。

○**桐野建設技術振興課総括課長** プラン策定までの業界等との意見交換につきましては、本編の最後のページの一番下の2の建設業団体との意見交換のところに記載しておりますが、プランの案をあらかた固めたところで、岩手県建設業協会、岩手県空調衛生工事業協会、岩手県電業協会に内容を御説明して、御意見をいただいております。また、若い人の話も聞いたほうが良いということで、表の一番上の1月のところで、青年部の方々と意見交換をしております。

今後につきましては、4月、5月は各団体の総会や会議が多いので、出席できる機会を捉えて、新プランについて御説明していきたいと思っておりますし、あとはお盆の前後ごろに建設業協会の各支部、さらに毎年2月ごろに13地区を回って建設業振興関係の意見交換をしていますので、そういう場でも今回説明したような内容をお話しして、意見交換をしたいと考えております。

○**及川幸子委員** 建設業にかかわっている方々はいろいろな意見をお持ちです。絵にかいたもちにならないように意見の集約というものをしっかりとやってもらいたいし、業界の上から末端まで集約できるように、特に下の人たちは全然こういうのを知らないということが多いのから、詳細にやっていかなければならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○桐野建設技術振興課総括課長 各地域を回ったときに御出席される方というのは、大概のところは、会長さんはA級の方が多いのですが、副会長にはB級代表の方、C級代表の方というのが大抵副会長となっていて、大きいところだけ相手にしているというわけでもございません。

また、主に下請を担っているB級、C級の方々との意見交換をする機会も年に何回かございますので、そういう場でも意見交換したりお聞きしたりしたいと考えております。

○佐々木茂光委員 私からも同様な質問になろうかと思えますけれども、本来このプランの一番の根っこというのは、県土の均衡ある発展というのが本来位置付けられなければならないというふうに思います。このプランは、復興を通り過ぎたときに建設業はどうかというふうな書き出しで取りまとめをされているようですが、本来この計画のもとにあるものというものは県民の中にどういうふうにかこの計画が位置付けられているのか、考え方によっては、いかようにも解釈できるような気がするのです。

私も今県土整備委員会にいますけれども、新しいプランの中に道路のネットワーク化とか、岩手県を総合的に捉えた計画がこの中に反映されていかないと、まさに業界だけが走ってしまうようなプランになりかねないのではないかというふうに思うのです。これから国土強靱化の問題や、今後想定される土砂災害など、そういった県としての事業が盛り込まれて初めて、この計画が成り立つと思うのですね。だから、まず最初に、県として県土の安全を守るとか、例えば道路をどうするかということがベースになった形とするべきではないかというふうに思うのですが、その辺はどのように捉えていますか。

○及川河川港湾担当技監 今委員がお話しになったことはもっともだと思っております。我々は、県としての将来の全体計画も見定めた上で、想定が可能であれば、5年後、10年後といった先の事業費もある程度見通せるということになるわけですし、そういうところを業界団体からも求められている状況でございます。しかしながら、公共事業予算というのは社会経済状況等によって変動するというところで、5年後、10年後といった先のことは、業界団体が求めている事業予算の見通しというものに対しては、担保がないので答えられないのではないかということ、その部分は明確に記載することは難しいだろうというふうに思いました。

したがって、これまでの公共事業の傾向は若干下がりぎみでしたが、最近は復興事業を除いても公共事業予算は、若干ふえぎみという傾向はございますけれども、今の復興事業が終われば震災前の事業規模に、ある程度は収束するのではないかという前提で、各地域にとって災害時等には、ある程度建設企業が必要でございますので、そういう企業がしっかり存続していただけるような仕組み、補助というものを考えたところでございます。

○佐々木茂光委員 現状はそうだということは、私も理解するのですが、やはり県民が県に対してどのような取り組みを期待しているのかということ。例えば、こっちはほうにも道路が欲しいなど、いろいろ地区住民の思いがあるわけです。本来ならそれを酌み取る形で次の計画というものを練り上げていくことのほうが、私は事業としての説得力が

あると思うのです。国から財政的なものが担保されて初めて事業化できるというのはもちろんありますけれども、あくまでもプランの形で位置づけしていくのであれば、我々はこれぐらいの仕事をこれからやっていかなければならないというのをまず最初に示すべきだと思うのです。

そういったところを掘り起こして、プランに書き並べられるかといえば、そこまでいかにしないにしても、基本的には、こうすることによって県土の安全は保たれる、住民の生命は守られるというものを一番ベースにした形でプランというのは練っていくべきだというふうに思うのです。

まず、そういうところを、このプランの中に大なり小なりうたったほうがいいのではなにか。自分たちが目指す方向というものは、業界だけでなく、県民のためにも方向づけをこうしていくのだということは、どこかに触れてしかるべきではないかと思うのですが、どうですか。

○蓮見県土整備部長 委員の御指摘はまさにそのとおりだと思うのですが、県としてどういう事業をやっていくかということにつきましては、復興計画とか、あるいは県民計画の中で、実行していくということがまず第一だというふうに思っております。それから、建設業の投資に関しましては、県だけではなくて市町村、それから国の事業もございまして、それから民間投資の部分も一定のウエートを占めてございますので、こういったトータルの中で考えていかなければいけないということもあわせて、これからの環境の変化の中で、地域の建設業が経営と技術力にすぐれた会社が発展していくようにという部分に光を当ててつくったというのが、このプランでございます。

また、事業予算の確保については、行政側の計画として具体的に示すということはなかなかできないのですが、今後とも要望してまいりたいと思いますし、県予算の中でも県土整備部の予算確保について、我々も頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○城内愛彦委員 私からも1点お伺いしたいのですが、この新プランの基本方針の建設業の取り組みの中で、事業規模や内容によっては転廃業等も視野にということで、これまでも、震災前は大変厳しい中で農業分野にいったらどうだとか、いろいろな形で誘導して事業展開してきたと、私は捉えているのですが、今後そういったものをまた新たな分野として何か模索しながら練っているのかどうかについて、お伺いしたいと思います。

○桐野建設技術振興課総括課長 転廃業はさまざまなパターンがございまして、本当に廃業するとか、事業譲渡や事実上吸収合併などございますけれども、今までに新分野の支援をしていた企業の中には、建設業の中でもいろんな分野があつて、どうもその分野でうまくいかないというよりは、構造的に需要が少なくなっているという業者で、今いる人たちでたまたま新分野に行つてうまくいって、利益も見込めるというような方は、本業よりもそちらの方がやってみてうまくいくようであれば、転業というパターンも何件かございました。

新分野進出というのは端境期みたいなときに、今いる人を有効に使うというのがメインだと思いますが、本業がなかなかうまくいかないけれども、やってみたものがうまくいって、将来も利益が見込めるという内容のときは、そちらに転業していくというようなものは従来からもパターンとしてございましたし、今後もうまくいくところは誘導をしていきたいと考えています。今回新たに違うパターンを打ち出しているわけではございません。

○城内愛彦委員 今回の震災を受けて、この業界が急激に膨らんでしまったのですが、実際は支える人も少ない中でやりくりをしてきているというのは周知のところですが、そういった中で一番大事な人は人だと思うのです。結局、倒産をしてしまうと、雇用がどこに散らばっていくのか、どこで吸収するのかというのが一番問題だと思うのです。

従前も倒産をして路頭に迷う方々がたくさんあったが、なかなか吸収しきれなくて、結局は業界としてしぼんでしまった。重機等も含めて、県外、外国に流出してしまって、いざと言ったときに活用できない。地域で一番困るのは、除雪で、地域で除雪をする業者もなくなってしまうでしょうから、しっかりと地域でそういうものが最低限維持できるような仕組みというのは、この計画の中で検討してもらえないかと思うのですが、その辺はこのプランの中には盛り込まれているのでしょうか。

○桐野建設技術振興課総括課長 今委員がおっしゃったような視点がプランの中にきちんと掲げているというわけではないのですが、優良な企業に残ってもらうというのと転廃業等に関しては、復興需要が減っていくということのほかに、もう一つ論点があって、主に県営建設業を担っている業者の年齢構成を調べたデータがあるのですが、すごく年齢構成が高いのです。他企業と比べても50代の方が3割弱ぐらいで、60歳以上の方が2割ぐらいいます。企業の方との勉強会でもそういうお話をしているのですが、10年後、20年後、自分の会社がどうなるのかというのをずっと考えていて、多分積極的に人を雇えないでしょうから、高齢の方、特に復興需要で無理やり引きとめられている60歳以上の方というのは5年ぐらいには多分いなくなるのです。そういう人数的にやっていけないというような見込みがあるような会社に対しては、生き残るようなところに事業譲渡するか合併することについて相談を受けたり、費用が発生するときは支援したりというのを従来から制度として持っていますので、多分これから2年後、3年後ぐらいからそういう需要が多くなってくると思いますので、引き続き取り組んでいきたいというような内容をこのプランで示しているところです。

○城内愛彦委員 業界団体とも意見交換をしているようですけれども、担い手や今後起こり得る災害も含めて、長期的な展望も見つつ、担い手も業界として確保できるような支援策は、必ず必要であると思います。この辺をしっかりとっておかないと次の世代に残せない部分もあるかと思いますが、地域で必要な人材でもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋但馬委員 東日本大震災前なのですが、公共工事費が大分削減されて、業者のほうでは大分人員整理をして、少ない中で対応してきたわけですが、これは

総務部の所管にもなると思うのですが、東日本大震災が起こる前と起こった後の公共工事の落札率というのはどのように変化しているのかお知らせください。

○桐野建設技術振興課総括課長 詳細なデータは手元に持ち合わせていないのですが、大体の平均としては、今お渡ししているものの本編の29ページの⑧の(2)のところで、県営建設工事における入札の状況というのを示しております。震災前は下がってきており、平成17年度には90%を割り込んで80%近くまで来たのですが、そのころは全国で2番目に低い状況でしたが、震災後は高くなって、現在ではおおむね90%台で推移している状況です。

○高橋但馬委員 このグラフで見るとおり、東日本大震災が発災してから公共工事については、国からも予算がたくさん入っている関係で、発注の数がふえたから、正直言って業者も飽和状態だと思うのです。発注の数はふえているのだけれども、業者の数は変わらない状態というのが続いていまして、その状況で90%まで回復してきたと思うのですが、これにも書いてありますとおり、ピークが平成27年度から平成28年度と想定されて、それから緩やかに落ちていきながら、最終的には発災前の状況に戻ると思うのですが、業者間としては下がるのが想定されるので、人員の確保もなかなか保険を掛けてまでというところで踏みとどまっている部分もあると思うのですが、県として発注、入札の所管は総務部と思うのですが、県土整備部として、業者に対してどのように対応していけばよいかというのは、どういうふうに考えていますか。

○桐野建設技術振興課総括課長 各企業の年齢構成というのは、前に業者さんと懇談会をやったときにいろんな方から状況を聞いたのですが、会社によってかなり違います。一部の企業では、毎年同じぐらいずつ人を採っていて、多くはないけれども、年齢構成にそんなに差はないというような業者さんもございます。そういうところは継続していけると思うのですが、年齢が相当高齢に偏っているところは、上のほうを抜けたときに、その分を入れてというのは多分難しいと思います。企業によって年齢構成や、財務状況等によっては、自分で継続してやっていくのか、あるいは残った財産とか人をほかに譲渡していくのかというような、状況によって適切な選択をしていただきたい。その判断をするときには、経営支援センターというところで中小企業診断士や、そういうノウハウを持っている方がおりますので、そういうところに相談して、今後の方向性を決めていってほしいというような誘導をしていきたいと考えております。

○高橋但馬委員 簡単に言うと、業者はだんだんと公共工事が減っていくと淘汰されて統廃合が進んでいく形を、まず県としては、そこに対する支援というよりも、そこを見守っていくしかないということなのだと思いますけれども、いずれ企業はそれぞれの努力でありますので、そこは仕方がない部分だと思いますけれども、例えば入札の部分であるとか、最低制限で価格を設けて、落札率が高い段階で工事をとれる状況を維持していかないと、健全な経営をしている会社でもどんどん厳しい状況になっていくと思うのですね。やはり80点台の前半で工事をとるとするのは、工事をやってきた身にとっても会社に対するリス

クが非常に高いと思うので、そういう部分もぜひ県土整備部のほうから専門的な知識を持って、総務部のほうに働きかけをしていただきたいと思うのですけれども、蓮見部長から見解をお聞きしたいと思います。

○蓮見県土整備部長 委員の御指摘はまさにそのとおりだと思っております。仕事の少なかったころにはダンピング等もありまして、悪影響がいろんな面に出てきたということでございます。その後、低入札調査とか、資格基準の措置など講じまして、これは一定の効果が出てきていると思っております。今後ともこういったことを続けていって、適正な価格で落札していただけるようにしてまいりたいと思います。

このプランの中身は建設業界の経営を自主的に取り組んでいただくことと、私どもがやる部分と、両方書いてございまして、それらが一体となって地域建設業の発展につながっていくと思っておりますので、総合的に対応していきたいと思っておりますし、それから県土整備部の本庁各課だけでなく、広域振興局、土木センターも含めてよく意識を持って一つの方向を向いてやっていきたいと思っております。頑張っておこなっていきますので、御支援よろしくお願ひいたします。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって、いわて建設業振興中期プランについて調査を終了いたします。

この際、執行部から、国道 107 号西和賀町杉名畑地区土砂崩落についてほか 1 件について発言を求められておりますので、これを許します。

○中村道路環境課総括課長 国道 107 号西和賀町杉名畑地区の土砂崩落につきまして、お手元にお配りしました資料に沿って御説明させていただきます。資料の 2 ページをお開き願ひます。概要といたしまして、位置図と土砂崩落箇所の全景の写真をつけております。平成 27 年 3 月 29 日、国道 107 号、和賀郡西和賀町杉名畑地区におきまして、雪まじり土砂の崩落が発生し、延長 5 キロメートル間につきまして全面通行どめの措置を講じ、現在も継続中となっております。

3 ページ目をお開き願ひます。土砂崩落の発生に関してでございます。発生日は平成 27 年 3 月 29 日、発生箇所につきましては和賀郡西和賀町杉名畑地区百間平スノーシェッドの上部のり面、道路から約 350 メートルほど上部になります。崩落した土量に関しましては約 1,500 立方メートルと推定しております。崩落の原因でございますが、現時点では急激な雪解けが続きまして、そのことに伴う地盤の緩みからのり面の上部で山腹の崩壊が発生いたしまして、沢地形沿いに雪と土砂を巻き込み落下したものと推測しております。

4 ページ目に土砂の崩落状況と堆積状況及びスノーシェッドの被災状況の写真をつけております。また、5 ページ目には、ラジコンヘリが撮った空撮の写真及び防災ヘリの機上から撮影いたしました崩壊地部分の写真をつけております。

6 ページ以降は、土砂崩落確認後からこれまでの県の対応及び今後の対応についての説

明となっております。6ページ目をごらんいただきたいと思います。通行規制の措置についてでございます。3月29日14時ごろになりますけれども、北上土木センターの職員が現地でスノーシェッドの施設の現状と土砂崩落の状況を確認し、直ちに全面通行どめの手続を進めまして、西和賀町の道の駅錦秋湖の地先から、ゆだ錦秋湖停車場線の交差点の間、5キロメートルに關しまして、3月29日14時半から当面の間、全面通行どめとしたところでございます。なお、道路利用者の皆様には、現地近傍の道路情報板や県の道路情報提供サービスのホームページ及び日本道路交通情報センターからの広報等を利用して、周知に努めたところでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。迂回路の確保対策でございます。崩落箇所近傍の国道107号、ここは交通量が1日約3,600台というふうなことで多く、周辺には有料道路でございます秋田自動車道以外には迂回路が確保できない状況でございます。このことから、東日本高速道路株式会社と協議いたしまして、同社の協力を得まして3月31日の14時から、秋田自動車道の北上西インターチェンジから湯田インターチェンジ間の相互間の通行のみ無料とする措置がなされたところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。専門家による現地調査でございます。土砂崩落を確認いたしました翌日の3月30日、国土交通省に対しまして専門家の派遣を要請いたしました。その結果、国土交通省国土技術政策総合研究所並びに国立研究開発法人土木研究所から専門家の派遣を受けたところでございます。これまでに、4月1日、また4月10日の2日にわたりまして、専門家による現地調査を実施したところでございます。

4月1日の現地調査におきましては、これはまだ崩落が継続していたこともございまして、主に遠望鏡からの目視による調査となりました。その結果から、雪解けが一段落するまでは、現地での本格的調査の着手は見合わせ、その間はカメラでの監視に努めるよう指導を受けたところでございます。この指導をもとに、カメラにつきましては4月9日に設置をいたしました。また、4月10日の調査に關しましては、県の防災ヘリによる機上調査を実施いたしまして、その結果から斜面上部の不安定土塊の崩壊に注意しつつ、詳細調査に着手してよい旨の指導を得たところでございます。この指導を受けまして、現在調査に着手する手続を進めております。

9ページをごらんいただきたいと思います。関係機関との協議でございます。北上市並びに西和賀町へは、北上土木センター等を通じまして随時情報提供を実施しているところでございます。特にも西和賀町へは小まめに連絡をさせていただいております。迂回路確保対策としての秋田自動車道の無料通行措置が決まった際にも、イの一番で連絡をさせていただきまして、その結果、町のほうでは行政無線を利用した町民への周知についても対応いただいたと聞いているところでございます。国土交通省関係につきましては、東北地方整備局本局並びに岩手河川国道事務所、北上川ダム統合管理事務所等と協議をさせていただきまして、専門家の派遣や現地調査への御協力、また技術的な助言等をいただいております。

また、迂回路の設定に当たりましては、東日本高速道路株式会社北上管理事務所等と協議をさせていただいております。さらに、当該地区は国有林となっておりますので、国有林を管理する岩手南部森林管理署とも協議をさせていただいております。今後も引き続き関係機関との協議を継続してまいりたいと考えております。

最後に、今後の対応につきましてでございます。まず、本格的な復旧につきましては、現在公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業の適用の可能性について、国のほうと協議をさせていただいております。交通規制の解除につきましては、全面通行どめの解除に向けました対策工法の検討は、これからでございます。当面は、現在の交通規制を継続せざるを得ない状況でございます。ただ、道路利用者の皆様の御不便を一刻も早く解消するため、早期に全面通行どめ解除に向けまして、引き続き専門家の皆様の意見をお聞きしながら、全力で取り組んでまいります。また、特にも北上市、西和賀町への情報提供を中心に行う場といたしまして、仮称ではございますけれども、国道107号杉名畑地区土砂崩落連絡会議を設置いたしまして、関係者間の情報共有、情報提供についても進めたいということで検討を進めているところでございます。

○郷右近浩委員長 次に、水門、陸閘の自動閉鎖システムの発注方式について説明願います。

○八重樫河川課総括課長 それでは、水門、陸閘の自動閉鎖システム衛星通信系整備工事の発注方式について、お手元にお配りしている資料により御説明申し上げます。まず、要旨としましては、水門、陸閘の自動閉鎖システムに係る工事のうち、システムの根幹となる衛星通信系整備工事につきましては、公募型プロポーザルによる設計・施工一括選定方式により発注を行うこととしたものでございます。

次に、この内容について御説明申し上げます。1の水門、陸閘の自動閉鎖システムの発注区分についてですが、基本的な考えとしましては、自動閉鎖システム整備工事の発注に当たっては、信頼性を確保するため、国が発令する津波警報等を受信し、各施設に閉鎖一斉命令を送信するシステムの根幹部分に当たる衛星通信系整備工事と、信号機等の安全施設や拡声放送等の警報施設部分に当たる安全・警報設備等整備工事に分割して発注を行うものであります。

(1)ですが、衛星通信系整備工事につきましては、高度な技術力を要するものであります。各企業が独自に技術を有しており、県が標準的な仕様を設定することが困難なため、参加者の設計、施工に係る技術提案を評価し、すぐれた提案者と契約する公募型プロポーザルによる設計・施工一括選定方式により発注を行うものとしております。

(2)ですが、安全、警報設備等整備工事につきましては、標準的な仕様の設定が可能のため、一般的な工事に用いられている総合評価落札方式一般競争入札により発注を行うものとしております。

次に、表の発注区分についてですが、衛星通信系整備工事については、県内一括での発注とし、安全、警報設備等整備工事については各管内一括での発注を予定しております。

次に、2ページをお開き願います。2の衛星通信系整備工事の発注方式についてですが、基本的な考え方としましては、先ほど御説明したとおり公募型プロポーザルによる設計・施工一括選定方式により発注することとしております。

(1) ですが、技術提案の審査は、審査の透明性と公平性を確保するため、審査の結果について3名程度の学識経験者から意見聴取を行う予定としております。

(2) ですが、発注スケジュールは、5月から6月ころに公募を開始し、9月議会への請負契約の付議を予定しております。

次に、発注方式の概要についてですが、標準的な仕様の設定が可能な場合等は、設計と施工の受注者、それぞれ選定、契約する総合評価落札方式一般競争入札が通常採用されております。一方、本案件は、県が標準的な仕様を設定することが困難なため、企業が有する高度な技術の評価が可能であり、標準的な仕様の設定が困難な場合にも対応可能な公募型プロポーザルによる設計・施工一括選定方式を採用することとしたものです。なお、公募型プロポーザルによる設計・施工一括選定方式では、設計と施工を一括で選定することにより選定期間の短縮が可能となるメリットもございます。

3ページでございますが、参考として自動閉鎖システムの概要を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

○郷右近浩委員長 ただいまの説明に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○佐々木茂光委員 まず、自動閉鎖システムについて、当局は標準的な仕様を設定することが困難ということですが、それで発注できるのですか。というのは、万が一閉まらなかったらどうするという心配が出てくるわけですよね。そういう専門的なものに対する標準的な仕様というのは持ち得ていないから、より高度な専門性を持っている人たちにお願いをするというのはわかるのですけれども、それで発注する側が対応できるのかというふうに思うのです。

○八重樫河川課総括課長 発注者として、要求性能というものを準備することにしております。必ずこういう場合はこういう機能を発揮するというので、発注者としては要求性能を条件として提案してもらおうと。それで、標準的に発注者として規定できないというのは、こういった衛星系通信の対応の会社はまず大手の電機メーカーということになるかと思いますが、それぞれ利用する周波数帯などに独自の技術を有しておりまして、そういったところまで規定をすると、逆にある程度メーカーが特定されてしまうというような競争上の不都合も生じるようになっておりますので、そういったところは特に規定をしないで提案のほうに入れてもらっておりまして、十分求める性能については、行政側でもしっかりと審査できるというふうに考えております。

○佐々木茂光委員 心配なところというのは究極な部分で、閉まるべきときに閉まらなかったということなのです。要するに、これは機械としての仕様は、当然技術力の部分だから、我々はそれにかかわることはできなくても、先ほど示された条件がある意味、仕様という捉え方でいいのですか。

○八重樫河川課総括課長 要求性能という言葉で先ほど申しましたが、それはまず仕様というふうに捉えても結構かと思います。いずれ国が、津波警報等の文字を発信した、それを受けて、それを各水門、陸閘に一斉に操作を指令するという機能、これが確保されるということを条件としているということでございます。具体的には、機械設備ということで、機械を製作する専門の会社に発注して、現地に据え付けていただく。さらに、それを動かすモーターについても同じくそちらの工事で据え付けていただきます。いざというときに人が行って操作をすると、今次の津波で起きたように人命が危ないということもございまずので、原則人が行って閉めることをしないというようなことで進めておまして、国の警報情報が出たときには、それを信号で受け取って、県のシステムが稼働して一斉閉鎖という命令を出すシステムを今回の工事につくろうとしてございます。

○工藤勝子委員 このシステムは、県が管理することになるわけですか。ある程度、年数がたってきて、やはりそれなりのメンテナンスとか、そういう部分はこの発注された業者さんが常に点検整備をするものなのか、お知らせいただきたいと思います。

○八重樫河川課総括課長 先ほど資料で説明申し上げました衛星系の設備整備工事ですが、こちらについてのメンテナンスは、基本的には県が担当する予定です。ただ、このシステムによって動かされる陸閘、水門は、市町村のものも含まれています。市町村とも協議しながら、全て県のほうで専門的にメンテナンスするというので、市町村との協定等を結んで、ある程度の費用負担は今後協議させていただくというような仕組みを考えております。

それから、実際にメンテナンスをする会社については、独自の技術を有しているので、県がそこまで規定できないと先ほど申しましたが、一般的に最初に受注された会社以外はなかなかメンテナンスは難しいという、これまでの先例もございまずですが、そこはまたそれぞれの場合に応じて今後考えていきたいと思っています。いずれメンテナンスをするのは会社さんで、そのための予算は確保しながらメンテナンスは続くということになるかと思っています。

○及川幸子委員 私からは、国道 107 号の土砂崩落についてお伺いしたいと思うのですが、これは通行量が 1 日 3,600 台で大変貴重な道路だと思えますが、早期に通行どめを解除するというのですが、これのめどというのは全然立っていないのでしょうか。

○中村道路環境課総括課長 通行どめの解除に向けた措置でございますけれども、対策工法の検討もこれからということになります。今いつの段階で解除になるかというところを明確にお答えすることはできない状況でございます。本格的な復旧の部分のところと、あとは今の全面通行どめを何とか片側でもしなければならぬという部分のところと、いわゆる二本立てで考えざるを得ないのかなと思っています。その方向で対応を進めたいと考えております。

○及川幸子委員 この百間平のスノーシェッド部の上の部分が壊れたということですが、その部分も同じように直すということですね。

○中村道路環境課総括課長 基本的にはそのように考えておりました。壊れた部分は直すというところで考えております。

○及川幸子委員 予算要求はその部分とか、撤去する費用とかを含めてどのくらいをお考えなのでしょうか。

○中村道路環境課総括課長 これも正直、今の時点では幾らというのと言える段階ではございませんので、なるべく早くその部分のところを対応してまいりたいと思います。

○及川幸子委員 これは地域の方々にはニュースだけで入る情報なのです。それで、私もあそこはよく通りますけれども、大変な通行量があったということですので、これは物すごく努力なさって、どのぐらいかかるのか、どういうふうにするのか、いつごろまでかというのを早急に明らかにしないとだめだと思うのですが、いかがでしょうか。

○中村道路環境課総括課長 その検討につきましては、一生懸命頑張りたいと思いますし、また今住民の方がいろいろとその部分で心配に思われているということは重々わかってございます。そういったこともあり、頻繁に情報提供をする場も設けたいというふうなこともありまして、一番最後にお話ししましたけれども、連絡会議を設置して、小まめに情報提供をしてまいりたいというふうに考えております。

○及川幸子委員 大体のめど、いつごろまでというのも全然立ってないですか。

○中村道路環境課総括課長 現地のほうに入れるのが、10日の現地調査の結果で、入ってよいというお話をいただいて、それからという形になりますと、なかなかその部分でお話しできることはないので、御勘弁いただきたいです。

○及川幸子委員 部長、これは県民から見ても対応がすごく遅いと思うのです。その辺のところについてお答えいただきたいと思うのですが。

○蓮見県土整備部長 この災害でございますけれども、斜面の350メートルぐらい上から崩落をしておりますし、また反対側は錦秋湖で、すぐ崖になっているということもございます。それからもう一つ、この地域は豪雪地帯でございまして、実質的に5カ月ぐらいは雪に覆われる区間でございまして、本格復旧については、これから工法を検討するわけですが、どういう形で直すかも含めて未定という状況でございます。その中で、地域の方々には全面通行どめで御不便をおかけしておりますので、何とか片側交互通行でもいいので、通れるようにというところにつきましては、最大限いろんな知恵を出しながら検討しまして、なるべく早期に見通しを示せるように努力したいと思っております。

○城内愛彦委員 私から陸閘、水門についてお伺いします。この総合評価落札方式については、日本で何社ぐらいこれに対応できる会社があるのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 ただいま我々が検討している中では、十数社、対応可能な会社があるものと考えてございます。

○城内愛彦委員 ちなみに、そのメンテナンスはずっとやっていくということでしたが、岩手県は広い範囲ですけれども、メンテナンスも含めて持続的に対応できる会社も含めて十数社ということでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 具体的にはまず、県庁に統制局がありまして、それから各管内、久慈管内から大船渡管内まで、それぞれ副局、制御局というところで、統制局のかわりをするところがあります。それと操作される場所は、県内に250基程度あるわけですが、それを全部含めて、メンテナンスは随時可能な会社が十数社というふうには考えてございます。

○城内愛彦委員 衛星通信と安全、警報設備等と違う会社がやるわけですね。応札しているわけですが、それをうまくつなげ、連携できるのか。機械設備についてもいろんな機械の会社がやっているわけですが、その辺の連携というのは見越した形で発注しているのかをお伺いします。

○八重樫河川課総括課長 それぞれの会社の特性とかは、特に想定はしていません。いずれ一斉指令が現地の操作機械に届いたときに、そこから操作機械を動かす信号についてはオンかオフというような、単純な信号になりますので、互換性は十分確保されるものと考えています。

○城内愛彦委員 安全面ということでは、目視で確認できるかどうかも含めて、万が一閉まらなかったことがないようなことにしていきたいし、誰も行かなくて、外周りに人がいたということも考えられるわけですので、ぜひその辺の安全確保というものの対策も含めて検討して欲しいと思いますが、その辺どうでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 まず定期点検については、これまで以上に、必要な点検は予算を確保してやっていきたいということで、そこは担保したいと思っておりますし、あとは常時機器が正常に通信機能を発揮しているかということについても衛星と通常管理者が勤務している場所とが結ばれるということで、常時つながっているかというのがランプ等で確認できるようなシステムを考えておりますので、もし不正常的な状況が確認されれば、すぐメンテナンス会社にメンテナンスしてもらおうということはやらざるを得ないと思っております。

それから閉鎖に際して、避難者の安全面を考える場合に、陸閘等については、挟み込み防止装置、防止施設等を全て設置しておりますし、今後このシステムとは別に、必要に応じて広域的な監視カメラ等の設置も検討しているところでございます。

○城内愛彦委員 無人というのは便利ですが、万が一ということが想定されますので、ぜひ安全の確保には万難を排して対応していただきたいと思います。

○小野寺好委員 ちょっとイメージが湧かないのですが、これから建設する水門、陸閘にこの自動閉鎖システムをつけるのか。あるいはもう現在あるもの及び建設中のものにやるということなのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 今つくっているものはこのシステムは搭載しておりません。今つくっているものは現地で、例えば赤のボタンを押すと閉まる、緑のボタンを押すと開くという機能まで、今現地でつくっていることになります。これは遠隔地から、例えば県庁なり地元消防署なりからボタンを押して閉める、開けるということができるようなもの

を整備するというような工事を発注したいということでございます。

○小野寺好委員 要するに、今あるものにつけるといことなのですか。

○八重樫河川課総括課長 資料の3ページにイメージがありますが、例えば真ん中のこの絵でいいますと、ここにパラボラアンテナがついているのですが、今現地でやっている工事には、このパラボラアンテナは入っていません。こういった水門と、これを引き上げるモーターまで、これまで発注している工事の中でやっています。今回説明した工事では、このパラボラアンテナをまずつける、そうすると県庁とか消防署からの衛星通信を受信できるようになる。このパラボラアンテナを受信した信号をコンピューター処理して、この動力を動かすことができるというような仕組みを一体的につくろうとしているものでございます。

○小野寺好委員 要するに、今ある水門、陸閘につけるといことですか。

○八重樫河川課総括課長 今あるものというのは全部被災しておりまして、実際今作り直しているところでもありますので、今あるものというよりも今つくっているものにつけるといようなイメージで御説明しておりました。機能としては、現地にあるものにつけるといことによろしいかと思ます。

○小野寺好委員 今まで何件か発注工事の案件がありましたけれども、それも含めて全部にこの機能をつけるということになるのですか。

○八重樫河川課総括課長 全部というのは773基ぐらい陸閘と水門の数がありまして、陸閘の場合は乗り越して扉をなくするとか、防潮堤を乗り越す道路をつけて扉をなくするとか、あとは水門の場合はフラップゲートといって、河川からの洪水は流れていきますけれども、逆に津波で押されれば閉まるというようなものでありまして、そういったものは、開け閉めの操作が要らないことから、遠隔のシステムはつけません。そういったものを除いて、今おおよそ240基程度のものにこの遠隔で受信できるシステムを整備したいということでございます。

○工藤勝子委員 水門、陸閘ですけれども、例えば岩手県はこういう形にするわけですが、宮城県はどういう状況か捉えているのでしょうか。

○八重樫河川課総括課長 宮城県のほうはまだ検討途上だということ承知しております。

○郷右近浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○郷右近浩委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終わります。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月28日から29日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。